# 答申第 461号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長(以下「実施機関」という。)が行った本件異議申立ての対象 となる保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年11月17日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例(平成17年 名古屋市条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、 次に掲げる個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

「平成24年 7月19日付個人情報保護審議会の答申において、調査委員会資料の第 5回に第 6回が過去のものとして書いてあるにも拘わらず第 5回と認めた理由のわかるもの」(以下「本件請求情報」という。)

- 2 同年12月 1日、実施機関は、本件開示請求に対して、請求にかかる保有個 人情報を作成、取得しておらず本件請求情報が存在しないとして、非開示決 定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 平成27年 1月 7日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を正しく特定し、開示決定することを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び意見書で主張している異議申立 ての理由は、おおむね次のとおりである。

審議会の答申書19頁には、「第 5回調査委員会資料には表紙のない調査結果報告書(案)が、第 6回調査委員会資料には調査結果報告書(案)が存在し、「これらは最終稿に至るまでに、文案に一部相違がみられるものの、ほぼ同内容のものである」と記載されている。

さらに、平成〇年〇月〇日付けの会議の招集メールには、第 5回調査委員

会と第 6回調査委員会がまとめて記載されている。当該委員会は、委員のうち 2名しか出席できる可能性がなく、開催自体がされていない。したがって、第 5回調査委員会資料の記載は虚偽である。

### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件答申では、市立大学から提出された保有個人情報の内容に基づき、特定の妥当性及び非開示事由該当性についてのみ判断を行っており、上記の資料が第5回調査委員会において使用されたか否かについては認定していない。したがって、実施機関は、請求に係る保有個人情報を作成、取得しておらず、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は存在しない。したがって、実施機関は、請求に係る保有個人情報を作成、取得していないため、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は存在しない。

### 第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求情報が存在するか否かが争点となっている。

- 2 異議申立人が主張するとおり平成24年 7月19日開催の個人情報保護審議会 において、調査審議の結果を答申(以下「答申第 340号」という。)してい る。
- 3 本件開示請求の対象となる保有個人情報について
  - (1) 本市の個人情報開示制度における不服申立てに係る審議会の機能については、個人情報保護条例第51条第 2項において、「審議会は、市長又は実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を当該市長又は当該実施機関に答申する。」とされている。不服申立て事案について審議会が調査審議を経て判断する争点は、原則として当該申立て事案に係る処分の妥当性にある。
  - (2) この点について、審議会が答申第 340号に係る調査審議を経て判断した のは、請求対象となった処分における非開示とする判断の妥当性であり、 答申第 340号に係る個人情報開示請求に対する開示文書の記載内容の適否 については特段判断したという事実は認められない。

以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報は作成又は取得され

ておらず、存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

# 第 6 付言

1 答申第 340号に係る決定書においては、「この異議申立てに対する決定の 送達を受けた日の翌日から起算して 6箇月以内に、公立大学法人名古屋市立 大学を被告として(理事長が被告の代表者となります。)、決定の取消しの 訴えを提起することができます」との教示の記載がある。

この点、本件開示請求、異議申立書、反論意見書においては、答申の内容 及び異議申立てに対する決定に疑義を述べる記述が散見される。決定内容に 不服がある場合、決定書における教示に従い、あらためて実施機関及び審査 庁においては、異議申立人に理解を促すよう、決定の取消しの訴えを提起す べきである旨の説明に努めるべきであったといえる。

2 そもそも、上記疑義を述べることをその内容とする個人情報開示請求及び 異議申立てにおいては、請求人に請求及び異議申立ての趣旨を確認し、その 結果、当該趣旨が実質的に特定の個人に係る保有個人情報を求める開示請求 及び異議申立てでないのであれば、その旨補正を求めた上で開示等の決定を すべきであった。

なお、行政不服審査法の改正により異議申立てから審査請求に一本化されたところである。今後、実施機関及び審査庁においては、開示請求及び審査請求を受け付けるにあたり、その内容を十分に精査した上で、適切に対応するよう申し添える。

#### 第 7 審議会の処理経過

年月日	処 理 経 過
平成27年 1月28日	諮問書の受理
2月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月31日	実施機関の弁明意見書を受理
4月 6日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意
	見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述
	申出書を提出するよう通知
5月15日	異議申立人の反論意見書を受理

平成30年10月25日	調査審議
(第 243回審議会)	
12月13日	調査審議
(第 245回審議会)	
平成31年 1月17日	実施機関の補足説明
(第 246回審議会)	
2月21日	調査審議
(第 247回審議会)	
3月22日	意見書を受理
(第 248回審議会)	
4月19日	調査審議
(第 249回審議会)	
令和元年 7月19日	調査審議
(第 252回審議会)	
8月23日	調査審議
(第 253回審議会)	
12月20日	調査審議
(第 257回審議会)	
令和 2年 3月19日	調査審議
(第 260回審議会)	
6月19日	調査審議
(第 261回審議会)	
8月20日	答申